【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年8月12日

【四半期会計期間】 第142期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 エコナックホールディングス株式会社

【英訳名】 ECONACH HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長鈴木 隆太【本店の所在の場所】東京都港区南青山7丁目8番4号【電話番号】03(6418)4391(代表)

【事務連絡者氏名】 管理課長 村田 義明

【最寄りの連絡場所】東京都港区南青山7丁目8番4号【電話番号】03(6418)4391(代表)

【事務連絡者氏名】 管理課長 村田 義明 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第141期 第1四半期 連結累計期間	第142期 第1四半期 連結累計期間	第141期
会計期間		自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高	(千円)	75,370	92,187	599,079
経常損失()	(千円)	61,265	55,091	186,595
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()	(千円)	112,039	83,659	158,464
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	112,039	83,659	158,464
純資産額	(千円)	3,763,236	3,632,259	3,716,811
総資産額	(千円)	5,244,025	5,218,041	5,412,544
1株当たり四半期(当期)純損失	(円)	2.62	1.96	3.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	71.8	69.6	68.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第142期第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、第142期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 4.第141期第1四半期連結累計期間において営業外収益の「補助金収入」として表示しておりました875千円のうち500千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、政府、自治体から支給された給付金等であります。当該項目について、金額的重要性が増したため、特別利益の「補助金収入」として表示方法を変更しております。それに伴い、第141期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等についても、当該変更の内容を反映させた組替後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

当社は、2021年5月26日開催の取締役会決議を経て、子会社を設立いたしました。

(1) 設立の目的

近い将来、新規事業を展開する可能性を考慮し、当社の連結子会社として設立いたしました。

(2) 設立した子会社の概要

出資比率

名称 株式会社ハッピーリゾート

所在地 東京都港区南青山7丁目8番4号

当社100%

事業の内容 未定

資本金 10,000千円 設立の時期 2021年5月31日

取得する株式の数 200株 取得価額 10,000千円

3/19

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの感染防止策がとられておりますが効果は限定的で新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しは立たず、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループの主力である温浴事業では、東京都新宿区歌舞伎町にて事業展開する温浴施設「テルマー湯」におきまして、昨年の緊急事態宣言解除後より時短営業を続けてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による3度目の緊急事態宣言の発出を受け、2021年4月25日から5月31日までの37日間に加え6月に6日間の合計43日間の臨時休業を実施いたしました。6月1日からは10時から20時までの時短営業を再開いたしましたが、臨時休業と時短営業の繰り返しで通常の24時間営業ができないことなどが響き、4月から6月の来館者数は、1万9千9百人にとどまりました。これは新型コロナウイルス感染症が顕在化する以前の1ヶ月にも満たない来館者数であります。しかしながら、前第1四半期連結累計期間は臨時休業期間が56日間だったのに対して当第1四半期連結累計期間は43日間と昨年よりは休業期間が減少したことなどにより、売上高は前年同四半期に比べ119.4%増加し73,622千円、営業損失は25,531千円(前年同四半期は営業損失47,495千円)となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休業した43日分の固定費(人件費・賃借料・減価償却費)の合計額32,909千円を「新型コロナウイルス感染症対応による損失」として特別損失に計上しております。

不動産事業では、東京都港区西麻布に所有するビルの住居部分の賃貸収益につきまして、継続して安定した収入を得ることができました。しかしながら、テナント部分の賃貸収益に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大口のテナントにおきまして賃料の支払いが滞っていたため、2021年1月付で契約の解除を申し入れております。なお、当該テナントに対しては、物件明渡しの訴訟を提起しております。そのため、テナント部分の賃貸収益が大きく減少しております。その結果、売上高は前年同四半期に比べ55.6%減少し18,564千円、営業利益は前年同四半期に比べ80.9%減少し5,909千円となりました。

以上の結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は前年同四半期に比べ22.3%増加し92,187千円となりました。営業損失は52,501千円(前年同四半期は営業損失59,516千円)、経常損失は55,091千円(前年同四半期は経常損失61,265千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は83,659千円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失112,039千円)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用により、当第1四半期連結累計期間における売上高は84千円減少し、営業損失は31千円減少、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ29千円増加しております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金の減少などにより前連結会計年度末と比較して194,503千円減少し、5,218,041千円となりました。

負債は、長期借入金の減少などにより前連結会計年度末と比較して109,951千円減少し、1,585,781千円となりました。

純資産は、利益剰余金の減少により前連結会計年度末と比較して84,551千円減少し、3,632,259千円となりました。

(2)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3)経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

(6)販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、不動産事業の売上高が著しく減少しております。これは東京都港区西麻布 に所有するビルの大口のテナントとの契約解除により、賃貸収益が大幅に減少したことによるものであります。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月12日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	42,728,733	42,728,733	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。
計	42,728,733	42,728,733	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日~ 2021年6月30日	-	42,728	-	100,000	1	26,902

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 16,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,706,000	427,060	-
単元未満株式	普通株式 6,033	-	-
発行済株式総数	42,728,733	-	-
総株主の議決権	-	427,060	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数100個が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
エコナックホールディン グス株式会社	東京都港区南青山 7丁目8番4号	16,700	-	16,700	0.03
計	-	16,700	-	16,700	0.03

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、フロンティア監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,206,639	1,029,792
売掛金	46,629	37,174
商品	369	444
貯蔵品	425	1,809
未収還付法人税等	43,638	76,683
その他	18,971	24,071
貸倒引当金	1,753	1,627
流動資産合計	1,314,920	1,168,348
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,931,998	1,889,632
機械装置及び運搬具(純額)	61,446	58,596
工具、器具及び備品(純額)	18,164	15,779
土地	1,834,794	1,834,794
有形固定資産合計	3,846,403	3,798,802
無形固定資産		
借地権	83,445	83,445
ソフトウエア	1,029	818
電話加入権	1,528	1,528
無形固定資産合計	86,004	85,793
投資その他の資産		
投資有価証券	600	600
その他	171,775	171,653
貸倒引当金	7,159	7,156
投資その他の資産合計	165,215	165,097
固定資産合計	4,097,623	4,049,692
資産合計	5,412,544	5,218,041

		(単位:十円)
	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,935	10,252
1 年内返済予定の長期借入金	146,680	159,160
未払金	66,608	46,621
未払法人税等	90,593	66,422
契約負債	-	4,554
前受金	-	3,555
賞与引当金	1,437	2,937
株主優待引当金	743	562
ポイント引当金	3,516	-
その他	51,596	15,516
流動負債合計	378,111	309,581
固定負債		
長期借入金	1,024,920	984,090
繰延税金負債	35,045	34,325
再評価に係る繰延税金負債	10,052	10,052
資産除去債務	157,282	157,715
長期預り金	90,320	90,016
固定負債合計	1,317,621	1,276,199
負債合計	1,695,732	1,585,781
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	3,347,561	3,347,561
利益剰余金	252,476	167,924
自己株式	2,235	2,235
株主資本合計	3,697,801	3,613,249
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	19,010	19,010
その他の包括利益累計額合計	19,010	19,010
純資産合計	3,716,811	3,632,259
負債純資産合計	5,412,544	5,218,041
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
	75,370	92,187
売上原価	88,238	106,917
売上総損失()	12,867	14,729
販売費及び一般管理費	46,648	37,772
営業損失 ()	59,516	52,501
営業外収益		
受取保険金	664	-
固定資産賃貸料	384	384
貸倒引当金戻入額	-	128
補助金収入	375	-
その他	220	35
営業外収益合計	1,644	548
営業外費用		
支払利息	3,385	3,130
その他	7	6
営業外費用合計	3,393	3,137
経常損失()	61,265	55,091
特別利益	500	2.074
補助金収入	1 500	1 3,971
特別利益合計	500	3,971
特別損失		
新型コロナウイルス感染症対応による損失	2 50,839	2 32,909
特別損失合計	50,839	32,909
税金等調整前四半期純損失 ()	111,605	84,029
法人税、住民税及び事業税	1,144	350
法人税等調整額	710	720
法人税等合計	434	370
四半期純損失()	112,039	83,659
親会社株主に帰属する四半期純損失()	112,039	83,659

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

			(+12,113)
•		前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
	四半期純損失 ()	112,039	83,659
	四半期包括利益	112,039	83,659
	(内訳)		
	親会社株主に係る四半期包括利益	112,039	83,659
	非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間において、株式会社ハッピーリゾートを新たに設立したため、連結の範囲に含めて おります。なお、株式会社ハッピーリゾートは当社の特定子会社に該当しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」とい

- う。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点
- で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点等は以下のとおりです。

ポイント制度に係る収益認識

一部の連結子会社において、サービスの利用に応じてポイントを付与しております。当該ポイントは、ポイント数に応じて商品・サービスと交換可能な制度となっております。

従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を売上原価としておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高が84千円減少、売上原価が115千円減少、営業損失が31千円減少、経常損失及び税金等調整前四半期純損失がそれぞれ29千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は892千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 補助金収入

新型コロナウイルス感染症の影響により、政府、自治体から支給された給付金等を「補助金収入」として特別利益に計上しております。

2 新型コロナウイルス感染症対応による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、当社グループの温浴施設において、臨時休業を実施いたしました。これに伴い、休業した期間に発生した固定費(人件費・賃借料・減価償却費)を「新型コロナウイルス感染症対応による損失」として特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る減価償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)

減価償却費(注)

23,072千円

29,201千円

(注)前第1四半期連結累計期間における「減価償却費」の金額は、「新型コロナウイルス感染症対応による損失」への振替金額25,376千円を控除した後の金額を記載しております。

当第1四半期連結累計期間における「減価償却費」の金額は、「新型コロナウイルス感染症対応による損失」への振替金額19,660千円を控除した後の金額を記載しております。

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	温浴	不動産	合計
売上高			
外部顧客への売上高	33,558	41,811	75,370
セグメント間の内部売上高	_		
又は振替高	-	-	-
計	33,558	41,811	75,370
セグメント利益又は損失()	47,495	30,995	16,499

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	16,499
全社費用(注)	43,016
四半期連結損益計算書の営業損失()	59,516

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	温浴	不動産	合計
売上高			
温浴 施設利用料等	43,904	-	43,904
温浴 その他のサービス等(注1)	29,415	-	29,415
不動産賃貸 管理サービス等	-	602	602
顧客との契約から生じる収益	73,320	602	73,922
その他の収益(注2)	302	17,962	18,265
外部顧客への売上高	73,622	18,564	92,187
セグメント間の内部売上高			
又は振替高	-	-	-
計	73,622	18,564	92,187
セグメント利益又は損失()	25,531	5,909	19,621

(注1)温浴 その他のサービス等は、飲食、マッサージ等による売上高になります。

(注2)その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等になります。

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	19,621
全社費用(注)	32,880
四半期連結損益計算書の営業損失()	52,501

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3.報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に 関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「温浴事業」の「温浴 施設利用料等」に係る売上高は84千円減少し、セグメント損失は31千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	2 円62銭	1 円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	112,039	83,659
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純損失()(千円)	112,039	83,659
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,711	42,711

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 エコナックホールディングス株式会社(E00576) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月10日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人 東京都品川区

指定社員 公認会計士 酒井 俊輔 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 青野 賢 印業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエコナックホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー 手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成 基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務 諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさ せる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提 出会社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。